

あんなかのおしごと通信 Vol.15

安中市で行っている取組や事業を紹介します。

安中市新型コロナウイルス感染症の対策及び人権擁護に関する条例が制定されました



▲市ホームページはこちら

この条例は、令和2年12月11日に公布・施行され、新型コロナウイルス感染症(以下「感染症」といいます。)に関し、市、市民および事業者が、条例に規定する基本理念やそれぞれの責務を理解し、適切に対応することで、感染拡大を防止し、感染者などの人権の擁護を図り、安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目的としています。

条例で定めている主な内容は次のとおりです。なお、条例の全文は市ホームページに掲載しています。

【基本理念】

誰でも感染者などに対して、り患していることや、り患しているおそれがあることなどを理由として、不当な差別、偏見、誹謗中傷などの人権を侵害する行為をしてはならない。

【市の責務】

広報活動を通じて感染症に関する正しい知識の普及啓発および発信に努め、感染拡大の防止に取り組む。また、国や他の地方公共団体と連携協力するものとし、対策に必要な財政上の措置を講ずるよう努める。

【市民の責務】

感染症に関する正しい知識を持ち、感染症の予防に努め、手洗い、マスクの着用などの「新しい生活様式」の実践に努める。

【事業者の責務】

感染症に関する正しい知識を持ち、感染拡大防止のため、適切な措置を講じ、従業者およびその家族が不当な差別的取扱いを受けることがないよう十分配慮する。

問合せ▶困市民生活課相談支援人権係(☎内線1207)

安中市学生等応援給付金の申請はお済みですか

当します。

給付額▼

高校相当課程に在籍する学生は、1人につき10,000円

大学相当課程に在籍する学生は、1人につき30,000円

市では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により修学を諦めることのないよう、学生を対象に「学びの継続」のため、給付金を給付し修学支援を行っています。

対象者▼

平成2年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた人で、令和2年4月27日(以下「基準日」という)において学校教育法に基づく高等学校、大学などに在籍し、次のいずれかに該当する

学生●

●基準日において、市の住民基本台帳に記録されている人の所得税法または地方税法の規定による控除対象扶養親族となっている学生

●基準日において、市の住民基本台帳に記録されている人が加入している健康保険の被扶養者となっている学生、または国民健康保険法の規定による修学中の被保険者の特例に該当する学生

※高校1年生は、子育て世帯臨時特別給付金事業および安中市子育て世帯臨時特別給付金事業の対象となっているため、本事業の対象外です。

※特別支援学校高等部、インターナショナルスクールなどの高校相当課程は高等学校に、大学院、短期大学、各種学校(予備校を含む)は大学などに該

提出書類▼

申請書等提出書類については、「おしらせ版あんなか9月15日号」をご覧ください。「9月15日号」のおしらせ版

がない人は、困・松受付、各地区公民館、生涯学習センターに申請書付きの

学生等応援給付金給付事業のパンフレットが置いてありますのでご利用ください。

（☎393-17077）
問合せ▶
松生涯学習課



問合せ▶困市民生活課相談支援人権係(☎内線1207)

シヨナルスクールなどの高校相当課程は高等学校に、大学院、短期大学、各種学校(予備校を含む)は大学などに該